

令和8年1月26日

令和7年度 積算基準書の訂正について

お 知 ら せ

岡山県土木部技術管理課

下記基準書について、記載内容に訂正がありましたのでお知らせします。

1 訂正する積算基準書

令和7年度 機械設備積算基準書及び解説（岡山県土木部）

2 訂正内容

「正誤表」のとおり

3 公表場所

「岡山県公共工事積算基準等の公表について」のとおり

【問合わせ先】

土木部技術管理課管理情報班

T E L 086-226-7410

訂正前

3 現場塗装

3-1 現場塗装歩掛

現場塗装歩掛は、表-19・6を標準とする。

表-19・6 現場塗装標準歩掛 (100m²当り)

名 称	単位	数量	備 考
素 地 調 整 費	式	3-3 (表-19・9, 19・10, 19・11) による	
橋りょう塗装工	人	3-2 (表-19・7, 19・8) による	
ペイント	kg	1回当りのペイント使用量×塗装回数	
希釈剤	〃	2-4 (表-19・4) による	
諸 雑 費	式	3-4 (表-19・12) による	
計			

3-2 現場塗装工歩掛

(1) 現場塗装工歩掛

現場塗装工歩掛は、表-19・7を標準とする。

表-19・7 現場塗装工標準歩掛 (人／100m²／回)

作業区分	適用範囲	橋りょう塗装工	摘要
プライマー処理	x < 60m ²	48.53 x ^{-0.855}	x : 施工面積 (m ²)
	x ≥ 60m ²	1.4	
エアレスプレー塗り	x < 60m ²	48.53 x ^{-0.855}	x : 施工面積 (m ²)
	x ≥ 60m ²	1.4	
はけ塗り	全面積	2.1	

- (注) 1. 準備・後片付け・補修工数は、標準歩掛に含まれているので計上しないものとする。
 2. 現場塗装は、はけ塗りを標準とするが、現場条件、設備の形状等によりエアレスプレー塗りとすることが出来る。
 3. 各層の標準膜厚を確保するための塗装回数は、基準の解説 表-1 (注) 3. に基づき必要分計上するものとする。
 4. x は扉体、戸当り、開閉装置、主ポンプ、主配管、除塵機本体、搬送設備、貯留設備、昇降台車、巻上げ装置、管理橋、階段、手摺、架台、スクリーン等の各構成における単数 (1門, 1門分, 1基, 1台, 1条, 1橋, 1式) 当りの 1 層の施工面積 (m²) とする。なお、各層で施工面積が異なる場合は、上塗り側の面積によるものとする。
 5. 「第 18 章 鋼製付属設備」の区分 C, D に相当する構造物は、単数の単位を「1式」とする。
 6. 本歩掛は、小数点以下第 2 位を四捨五入して第 1 位止めとする。

(2) 歩掛補正

表-19・7 に示す現場塗装工標準歩掛は、作業条件に応じて次式により補正するものとする。

現場塗装工歩掛 (人／100m²／回)

$$= \text{現場塗装工標準歩掛 (人／100m²／回)} \times (1 + \text{現場塗装工補正率})$$

現場塗装工補正率は、表-19・8 のとおりとする。

訂正後

3 現場塗装

3-1 現場塗装歩掛

現場塗装歩掛は、表-19・6を標準とする。

表-19・6 現場塗装標準歩掛 (100m²当り)

名 称	単位	数量	備 考
素 地 調 整 費	式	3-3 (表-19・9, 19・10, 19・11) による	
橋りょう塗装工	人	3-2 (表-19・7, 19・8) による	
ペイント	kg	1回当りのペイント使用量×塗装回数	
希釈剤	〃	2-4 (表-19・4) による	
諸 雑 費	式	3-4 (表-19・12) による	
計			

3-2 現場塗装工歩掛

(1) 現場塗装工歩掛

現場塗装工歩掛は、表-19・7を標準とする。

表-19・7 現場塗装工標準歩掛 (人／100m²／回)

作業区分	適用範囲	橋りょう塗装工	摘要
プライマー処理	x < 60m ²	48.53 x ^{-0.855}	x : 施工面積 (m ²)
	x ≥ 60m ²	1.4	
エアレスプレー塗り	x < 60m ²	48.53 x ^{-0.855}	x : 施工面積 (m ²)
	x ≥ 60m ²	1.4	
はけ塗り	全面積	2.8	

- (注) 1. 準備・後片付け・補修工数は、標準歩掛に含まれているので計上しないものとする。
 2. 現場塗装は、はけ塗りを標準とするが、現場条件、設備の形状等によりエアレスプレー塗りとすることが出来る。
 3. 各層の標準膜厚を確保するための塗装回数は、基準の解説 表-1 (注) 3. に基づき必要分計上するものとする。
 4. x は扉体、戸当り、開閉装置、主ポンプ、主配管、除塵機本体、搬送設備、貯留設備、昇降台車、巻上げ装置、管理橋、階段、手摺、架台、スクリーン等の各構成における単数 (1門, 1門分, 1基, 1台, 1条, 1橋, 1式) 当りの 1 層の施工面積 (m²) とする。なお、各層で施工面積が異なる場合は、上塗り側の面積によるものとする。
 5. 「第 18 章 鋼製付属設備」の区分 C, D に相当する構造物は、単数の単位を「1式」とする。
 6. 本歩掛は、小数点以下第 2 位を四捨五入して第 1 位止めとする。

(2) 歩掛け補正

表-19・7 に示す現場塗装工標準歩掛けは、作業条件に応じて次式により補正するものとする。

現場塗装工歩掛け (人／100m²／回)

$$= \text{現場塗装工標準歩掛け (人／100m²／回)} \times (1 + \text{現場塗装工補正率})$$

現場塗装工補正率は、表-19・8 のとおりとする。